

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和3年3月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施する高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を中途退学した後再び県立高等学校又は公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一 第十六の項 県が実施する高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を中途退学した後再び県立高等学校又は公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	高知県公立高等学校修学支援事業(学び直しへの支援)実施要領 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 高等学校等を中途退学した後再び高知県公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科(以下「高等学校等(定通)」という。)は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給することにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県公立高等学校修学支援事業(学び直しへの支援)実施要領